

5歳から11歳への新型コロナウイルスワクチン接種体制に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第107号

受理年月日 令和4年2月15日

付託年月日 令和4年2月24日

陳情者
.

陳情原文 5歳から11歳への新型コロナウイルスのワクチン接種について、厚生労働省の予防接種・ワクチン分科会は2月10日、予防接種法で定める「努力義務」規定について、適用外とすることが了承されました。江戸川区では、国のこの決定が出たにも関わらず、区内の対象児約41,000人へ接種券の一律送付がされる予定となっており、接種券が届き公費で接種出来る乳幼児の安心安全な定期接種と同じ対応であるべきではないと思います。

通常、努力義務と接種勧奨はセットです。接種勧奨とは広報紙やインターネット等を利用して、接種可能なワクチンや接種対象年齢を広報することです。前例から言うと今回の場合は、積極的な勧奨（接種券の一律送付）は、差し控えられるべきです。

テレビ、新聞等では大々的に報道されていませんが、1月21日現在の10代のワクチン接種後の死亡報告は6人、そのうちの1人である鎌倉市の10代の男子生徒は、ワクチン接種4時間後に亡くなりました。また、10代の接種後の重篤報告は387人（1月21日現在）で、10代の新型コロナウイルス感染者の死亡・重篤例よりも多いという現状です。

ワクチンは感染による重症化や死亡を防ぐことが目的ですが、オミクロン株に至っては、子どもにワクチンを接種する意味も必要性も全くないと、全国各地で有志医師の会が立ち上がり、5歳から11歳のワクチン接種の中止を求める活動や、正しい判断をするための情報発信がされています。医師へのアンケートでは、5歳から11歳の子や孫がいる医師の71.6%が、子や孫に接種をさせないと回答しています。

また、接種による心筋炎の情報も、軽い副反応程度とのメディア情報ですが、実際には正しく診断出来る専門医が非常に少ないこと、軽度、無症状の心筋炎は発見が困難で、心筋炎が将来の不整脈・心不全・突然死の原因となります。接種しなければ心筋炎のリスクはありません。5歳の子どもは、心筋炎の症状を親に上手く伝えることが出来るのでしょうか。因果関係は不明ですが、現在、ワクチン接種後に

(裏面に続く)

心筋炎を発症した12歳から15歳の小児は、ファイザー53人(うち重症46人)、モデルナ8人(うち重症5人)と報告されていること等は、インフォームドコンセントに必要な情報ですので、広報の際には最新情報を正確に周知していただきたいです。

これまで日本では、小児への定期接種による死亡報告が1件でも出た際は、すぐに一時中止となっていました。この新型コロナウイルスワクチンにおいては、接種開始から1年余りで多数の死亡・重篤報告があり、ファイザーは2023年5月まで治験中です。中長期的な副反応の情報も不十分な中、更に低年齢の子どもへのワクチン接種が始まろうとしています。5歳から11歳の新型コロナウイルス感染時の重症化率は0.00%で、WHOの最新の公式見解は「12歳未満の小児への有効性または安全性のデータが無い場合、一定のデータが集まるまで小児へのワクチン接種は定期的にされるべきではない」とのことです。ワクチンに積極的なイメージの強い米国でさえ、5歳から11歳の接種率は23.7%(2月13日現在)となっており、接種券を一律送付すれば、米国より大幅に高い接種率になることは確実です。ワクチンにはデメリットもあり、「推奨の度合いが低い」ために、努力義務が除外になったことは反映させるべきだと思います。

つきましては、貴議会において、子どもや保護者に心理的な圧迫を与え、同調圧力ともなりかねない、積極的な勧奨(接種券の一律送付)は、同じく努力義務除外となった新型インフルエンザワクチンの前例と同様に差し控え、希望者への個別送付、対象児と保護者が接種のメリット・デメリットをしっかりと比較検討出来る十分な情報発信、及び接種しない選択をした場合も差別や偏見の目を向けられぬよう、どちらの選択も正しい任意の接種であることをしっかりと広報していただけますようお願いいたします。

記

- 1 積極的な勧奨(接種券の一律送付)を差し控え、希望者への個別送付とすること。
- 2 接種によるメリット・デメリットを比較出来る十分な情報提供をすること。
- 3 接種する・しない、どちらも正しい任意の接種であり、差別や偏見を持たれないよう周知をすること。